

緊急に労働者供給事業を実施する労働組合御担当者様へ

平成23年東北地方太平洋沖地震の災害により
被災した組合員の就労を確保するための

労働者供給事業の許可申請の特例

許可申請時に各都道府県労働委員会が発行する「労働組合資格証明書」の添付が間に合わない場合、当該証明書を後日提出することができます。

都道府県労働委員会に当該証明書の発行を申請しておき、後日、都道府県労働局に当該証明書を提出して下さい。

許可に申請に要する書類は次のとおりです。

イ 労働者供給事業許可申請書(様式第1号)

ロ 許可申請関係添付書類

- ① 労働組合等規約(任意様式)
- ② 供給先との供給契約のヒナ型(任意様式)
- ③ 労働組合等の組織に関する書類(任意様式)
- ④ 労働者供給事業運営規程(任意様式)
- ⑤ 労働者供給事業計画書(様式第3号)
- ⑥ 労働組合等役職員名簿(様式第4号)

ハ 労働組合等の資格証明等に要する書類

(各都道府県労働委員会の発行する労働組合資格証明書)

⇒ 後日、提出することができます。

本特例の対象となる労働者供給事業の許可申請は、
平成23年8月31日までに行われるものです。

詳細は、

厚生労働省職業安定局・各都道府県労働局にご相談ください。

